

○環境省告示第三十一号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年環境省令第八号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、令和三年五月三十一日限り廃止する。

令和三年四月一日

環境大臣 小泉進次郎

一 第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十七号）

二 第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成二十五年四月環境省告示第四十七号）